

令和3年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和3年3月10日（水） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第21号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議第22号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議第23号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第24号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第25号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第26号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第9号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第10号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第11号 令和3年度村上市介護保険特別会計予算
- 4 出席委員（7名）

1番 鈴木好彦君	2番 上村正朗君
3番 富樫雅男君	4番 稲葉久美子君
5番 鈴木いせ子君	6番 鈴木一之君
7番 長谷川孝君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（8名）

高田晃君	小杉武仁君	河村幸雄君
本間善和君	渡辺昌君	川村敏晴君
木村貞雄君	大滝国吉君	
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
保健医療課長	信田和子君
同課国保室長	佐藤克也君
同課国保室係長	本間かおり君
同課健康支援室長	志田淳一君
税務課長	長谷部俊一君
同課保険税係長	石井美勝君
介護高齢課長	小田正浩君

同課高齢者支援室長	山 田 美和子 君
同課高齢者支援室副参事	渋 谷 直 人 君
同課地域包括支援センター長	田 中 加代子 君
同課介護保険室長	高 橋 洋 一 君
同課介護保険室副参事	近 藤 知 子 君
福 祉 課 長	木 村 静 子 君
同課福祉政策室長	石 田 浩 二 君
こ ども 課 長	中 村 豊 昭 君
同課子育て政策係課長補佐	高 橋 朗 君
同課子育て支援室長	平 山 祐 子 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
書 記	菅 井 洋 子

(午前 9時58分)

委員長 (長谷川 孝君) 開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第2 議第21号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長 (保健医療課長 信田和子君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 改めて、おはようございます。では、議第21号は村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただく。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変わったため、村上市国民健康保険条例の附則に規定する傷病手当金に係る規定について所要の改正を行うものである。簡単だが、説明は以上だ。よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第22号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長 (介護高齢課長 小田正浩君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 おはようございます。議第22号は、村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の策定に伴い、同期間中の基盤整備や介護サービス見込み量等を推計し、介護保険料を定めたものである。また、保険料の段階を区分する基準所得金額を規定する省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。主な改正内容は、新

旧対照表の15ページからになるが、第1号被保険者保険料の基準額第5段階を年額7万5,600円とし、第7期と同様に所得段階を10段階とした。あわせて、所得段階別保険料の基準所得金額を改正いたした。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

稲葉久美子 反対の立場でなのだけれども、保険料値上げについての条例変更なので、反対する。

以上で審査を終結し、討論の後、起立による採決を行った結果、議第22号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第23号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

委員長（長谷川 孝君）暫時休憩を宣する。

（午前10時02分）

委員長（長谷川 孝君）再開を宣する。

（午前10時03分）

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第23号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。国の基準省令である指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日公布されたことに伴い、本市の該当する条例について所要の改正を行うものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第24号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第24号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

制定についてである。国の基準省令である指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日公布されたことに伴い、本市の該当する条例について所要の改正を行うものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第25号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第25号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。国の基準省令である指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に公布されたことに伴い、本市の該当する条例について所要の改正を行うものである。以上である。

(質 疑)

稲葉久美子 ちょっとお伺いしたいのだけれども、前に私ショートステイとかで、それから入所している方々の夜勤の人数が足りないというお話ししたときに、今度減るのではないかとお話ししたのだけれども、その内容だろうか。ちょっとお聞きしたいのだが、それは関係ないか。

介護保険室長 お答えいたします。市の地域密着型サービス事業の基準等の条例で今回の改正で該当する部分としては、認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホームの人員体制について、今回基準の改正がある。それについては、グループホームについては現在原則として1ユニットまたはツーユニットまでが原則となっているけれども、今回の改正で3ユニットまで設置ができることになっている。その場合、3ユニットの場合に限って同一施設の同一フロアで設置されている場合、職員が効率、同じように見ることが可能な場合については、夜勤体制についてワンユニット1人以上というのが基準になっているけれども、3ユニット以上の場合については今ほど言った基準においてはワンユニット1人以上というのを緩和できるというところで改正が行われている。以上である。

上村 正朗 今のところなのだけれども、ワンユニット1人以上のところは今度緩和されて、どういう定めになるのだろうか。3ユニット1人でいいとか、そんな感じなのだろうか。

介護保険室長 先ほどの要件満たしている場合には例外的に夜勤2人以上の配置で見ることができるということで改正になっているものである。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第26号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 議第26号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。国の基準省令である指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に公布されたことに伴い、本市の該当する条例について所要の改正を行うものである。以上である。

（質疑）

稲葉久美子 すみません、同じようなことを聞くけれども、この中の条例の89ページの中より下の段なのだけれども、新たに設置されているところに、なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所のほかの職務に従事し、かつ同一敷地内にあるほかの本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないというのが加えられた状況になっているけれども、それこそ今の夜勤の人たちの人数が少ないところへもってきて、また夜勤の仕事が増えるのではないかというふうに心配するのだけれども、そこら辺はどんなものだろうか。

介護保険室長 新旧対照表の89ページということによろしいだろうか。この改正文については、改正該当が管理者の基準のところの改正である。この場合、書いてあるとおりの同一敷地内で他事業所に職務に勤務する者が兼務することができるということで規定を追加しているものであるので、実際の介護職については先ほどの基準改正というところにはそれほどつながらないものではないかなというふうに考えている。

鈴木 好彦 ちょっとお聞きするが、この要件緩和によって市内の施設の増加という動きはあるものか。先ほどの前の条例についても同様だけれども。

介護保険室長 現在市内のグループホームについては、全て2ユニットまでの設置で運営を行っている。来年度から始まる8期計画の中では、グループホームの整備は予定していないので、現在のところ先ほどの基準に該当するような施設は出てこないということ考えている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第30号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 それでは、議第30号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,290万円を追加し、予算の規模を79億6,220万円にしようとするものである。7、8Pを御覧ください。歳入では、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、説明欄の1で

あるが、特別徴収保険料現年度分108万4,000円の減額であるが、保険給付費実績見込みの負担割合により82万4,000円の追加によるものと、4款の国庫支出金のうち介護保険料の減免措置の一部に充当できるものがあり、補助金の同額の保険料を190万8,000円減額するもので、差引き108万4,000円の減額である。2款の分担金及び負担金、1項1目負担金、説明欄の1、介護認定審査会費負担金12万1,000円の減額であるが、関川村及び栗島浦村の負担の額が確定したことによる減額である。4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金では80万円を、2項国庫補助金、1目調整交付金では29万6,000円を保険給付費実績見込みの負担割合で追加いたした。4目の保険者機能強化推進交付金430万5,000円であるが、地域支援事業費のうち介護予防、重度化防止に対する交付金の追加である。5目の介護保険保険者努力支援交付金1,461万8,000円であるが、令和2年度から地域支援事業費のうち包括的継続的ケアマネジメント推進事業等介護予防事業に対する交付金として追加されたものである。6目の介護保険保険災害等臨時特例補助金190万8,000円であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減った被保険者に対して行った介護保険料の減免措置を補填するものである。補助率は10分の6である。5款の支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金108万円であるが、保険給付費実績見込みの負担割合により追加いたした。6款の県支出金、1項1目介護給付費負担金50万円であるが、保険給付費実績見込みの負担割合により追加いたした。8款の繰入金、1項1目介護給付費繰入金50万円、これ村上市分であるが、保険給付費実績見込みの負担割合により追加いたした。4目の事務費等繰入金9万8,000円であるが、介護認定審査会経費の関川村及び栗島浦の負担金の額が確定したことによる事務費の村上市分12万1,000円の追加及び予備費2万3,000円の減額によるもので、差引き9万8,000円の追加である。次に、歳出のほうだが、9、10Pを御覧ください。1款総務費、3項1目認定審査会費であるが、歳入でもご説明したが、介護認定審査会経費の関川村及び栗島浦村分の負担金の額が確定したことにより、関川村及び栗島浦村分を10万1,000円減額し、同額の村上市分事務費等繰入金を追加したための財源更正になる。2款の保険給付費400万円であるが、保険給付費の実績見込みから追加するものである。4款の基金積立金1,892万3,000円だが、国庫支出金のうち地域支援事業の実施に伴い、介護保険料が負担すべき部分に対する交付金が交付されたため、今後の介護保険料に備えるために介護保険給付費等準備基金に積み立てるものである。7款の予備費2万3,000円の減額は、予算調整のためのものである。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

上村 正朗

少々聞かせてください。歳入のほう、8Pの保険者機能強化推進交付金ではなくて、その下、介護保険保険者努力支援交付金、新規でこれは今年度は使わないで、基金のほうに行ってしまうということなのだろうけれども、新年度の予算にも同じようなものが恐らくのっていると思うので、この交付金の使い道、村上における使い道、今回は基金に積んでいるからあれなのか、具体的な使い道、本来こういうことに使えばこの交付金が来るよというのをちょっと教えていただければと思う。

介護保険室副参事 説明させていただく。今年度は基金のほうに積み立てさせていただくのだけでも、使い道としては包括的支援事業ということで高齢者の総合相談だとか、あと地域包括支援センターで行う権利擁護事業、あと包括的継続的ケアマネジメント事

業や、あと生活支援体制整備事業といった、そういった事業のほうに使う予定になっている。

上村 正朗 そうすると、これは自治体によって増減というか、頑張っているところがいっぱい、そうでもないところは少ないとか、そういう関係ではないのか。

介護保険室副参事 この介護保険保険者努力支援交付金についても、4目の保険者機能強化推進交付金と同様に市の地域支援事業の取組の内容によって評価されるものである。

上村 正朗 そうすると、評価された結果これで出てきているということ。評価は高い評価なのか、低い評価なのか、これは。

介護保険室副参事 こちらのほうが、これが実際にいろいろ取組をした結果で交付を受けるものであって、全国ではどのぐらいの評価というのは把握していないのだが、新潟県内の30市町村の中では県内でおおむね十二、三番目ぐらいの位置になって、半ばかちょっと上、中の中ではないけれども、そのぐらいの位置になっている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第9号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 それでは、よろしく願いいたす。議第9号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計予算について、よろしく願いいたす。予算の総額は58億300万円とし、前年度比マイナス6.5%、4億400万円の減額である。これは、保険給付費の推計等により、歳入では県から交付される保険給付費等交付金が6.6%、歳出では保険給付費が6.9%それぞれマイナスになっていることが主な要因である。初めに、歳入の主なものからご説明をさせていただく。271、272Pを御覧願う。1款1項国民健康保険税10億1,256万1,000円の計上であるが、前年度と比較して6,376万3,000円の減額となっている。被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少等を見込んだものである。例年どおりのため、2款、3款は省略させていただく。次に、273、274Pを御覧願う。4款の国庫支出金、1項1目災害臨時特例補助金5万円であるが、これは東日本大震災被災者の療養の給付に係る一部負担金減免など特別措置実施に対する補助金であって、補助率は10分の6である。次に、5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金43億1,264万3,000円の計上であるが、保険給付費や保険事業費等の財源として県から交付されるもので、前年度と比較して3億642万1,000円、マイナス6.6%の減額となっている。これは歳入総額の74.3%を占めているものである。1節、説明1の普通交付金41億8,169万3,000円は、市町村が支出する保険給付費の財源として交付されるもので、県が示す給付費推計額を計上している。前年度と比較して3億1,312万7,000円の減額となっている。次、2節の特別交付金1億3,095万円は、保険事業の財源としてそれぞれ交付されるもので、前年度と比較して670万6,000円の増額となっている。6款は省略させていただいて、次に7款繰入金、1項1目一般会計繰入金4億5,824万5,000円の計上であるが、これは国、県からの保険基盤安定負担金に市の負担分を付け足したものと、出産育児一時金、職員給与費等、事務費、財政安定化支援事業分を合わせ一般会計から繰り入れられるものである。8款も省略させていただいて、次のページになるけれども、9款諸

収入1,579万5,000円は、第三者納付金や医療費の返納金など諸収入を計上しているが、一番下の2項4目雑入、説明2の県国民健康保険団体連合会補助金99万9,000円の計上であるが、これは令和元年度から継続して取り組んでいる脳血管疾患の発症予防、重症化予防のための保健活動推進事業に対するもので、補助率は10分の10となっている。続いて、歳出の主なものをご説明させていただく。1款の総務費は省略させていただいて、279、280Pを御覧願う。2款の保険給付費42億858万4,000円の計上は、前年度と比較してマイナス6.9%、3億1,376万4,000円の減額となっている。これは、令和元年度までの過去4年間の伸び率を基に県が示す保険給付費推計見込額、被保険者数の推移見込みなどを参考に積算しており、歳出総額の72.5%を占めているものだ。次のページをおめくりいただいて、281、282P、下のほうになるが、3款の国民健康保険事業費納付金14億1,807万円は、国保の県単位化に伴い新設された科目であって、主に国民健康保険税を財源としている。予算は、県から示された額を計上しており、前年度より9,697万2,000円の減額となっている。最後になるが、283、284Pを御覧願う。4款の保健事業費だが、5,820万3,000円を計上している。特定健診委託料2,783万5,000円、人間ドック健診事業委託料990万円などのこれまでの事業に加え、新たに特定健診の受診率向上を目的に2つの新規事業を予定している。1つ目の温泉活用事業委託料282万円は、被保険者の生活習慣病等の疾病、重症化予防のために特定健診を受診した方に温泉入浴助成券を交付することで受診につなげようとするものである。2つ目は、次のページ、一番上の健診未受診者対策事業委託料428万5,000円である。こちらはAIを活用し、それぞれの特性に合わせたメッセージを送り分けることで未受診者の行動変容を促すもので、国保のヘルスアップ事業として10分の10の補助金が交付され、歳入5款の特別交付金の保険者努力支援分にこの金額が含まれている。また、歳入で説明いたした国保連合会の補助事業の脳血管予防に係る保険事業費は、前のページに戻るが、説明1、保健事業経費の中の看護師報酬、費用弁償、燃料費、消耗品費にそれぞれ必要経費が含まれているものである。なお、昨年まで身体機能回復や健康増進を目的に実施していた湯っくり・湯ったり事業については、アンケート調査等の結果から8割以上の方にそれぞれ効果があったということなどから、事業目的はおおむね達成されているものとして終了をさせていただくこととしており、国保の運営協議会において前段の2つの受診率向上対策と併せてご承認をいただいたものである。5款から8款については、例年どおりのため省略させていただく。簡単だが、説明は以上になる。よろしく願いいたします。

(質 疑)

- 上村 正朗 それでは、歳入で保険税のところでお聞かせ願いたいものだけれども、国保の保険税というのは年度ごとに変わるのだろうか。
- 保健医療課長 保険税については、年度ごとに変わるというよりも、県から標準保険料率が示されるので、それとあと毎年県に収める納付金、これが示されるので、それらを勘案して現在の保険料率で賄えるか賄えないかを税務課とで計算させていただいて、このたびは賄えるということと判断させていただいて、据置きをさせていただいたものである。
- 鈴木 好彦 この予算の中で健診を受けていただけるというような体制を構築していきたいというふうな予算が組まれているわけだけれども、市長の施政方針の中に健診を受けて

いただけるようしっかりした体制をつくっていきたいというふうに述べられている。これは具体的に今まではこうだったのだけれども、しっかりした体制、こういうふうにするのだよというような具体的なところでちょっと示していただけるだろうか。

保健医療課長 基本的には集団健診を、昨年度は医師会のご意見をいただいて、かなりうちの集団健診、密であったので、個別に切り替えさせていただいた。今年については集団健診を実施したいと考えているので、その際のコロナの間診であったり、あとは密にならないような人の配置によって流れをスムーズにするような対策であったり、当然マスクとか手指消毒とかの感染のものはやるけれども、そのほか人の配置と流れの問題、あと日程の問題等でなるべく集中しないような日程調整をさせていただいたものである。補足があれば保健師のほうから。すみません。

鈴木 好彦 そうすると、今年のそういう受診体制はかなりコロナ事態を意識したと、その体制をしっかりとしていこうよというようなシフト、そういう立ち位置でいいのだろうか。

保健医療課長 そのとおりである。感染対策をしっかりした健診にしたいというふうに考えている。
上村 正朗 歳出の国民健康保険事業費納付金だから、281Pの国民健康保険事業費納付金なのだけれども、県に支出をしているのが14億1,800万円だったか、その財源の内訳としては保険税が10億円、あとほかにこの県に納める国民健康保険事業費納付金の保険税以外にはどの部分が当たっているとかというのはあるのだろうか。この部分を充てるみたいなのは。

国保 室長 今ほどのご質問なのだけれども、課長のほうから言ったように納付金については保険税が主財源となっているが、それ以外ということであるけれども、先ほど歳入でお話したした、これは確実にこれがというわけではないのだけれども、例えば歳入の一般会計から繰り入れている財政安定化支援事業費、それから保険基盤安定負担金、こういったものが財源のほうに加わるというふうに県のほうから聞いている。

稲葉久美子 すみません、どこで聞けばいいかちょっと分からなかったのだけれども、例えば昨年度の場合はコロナの関係でお医者さんかかれない、かかりたくないとか、病院行きたくないからということや遠慮してかかっていない部分があると思うのだけれども、そういうことで例えば歯医者さんなんかどうしても、毎月血圧で血圧の薬もらわなければならないとかで病院行くのであれば、それなりに予約の時間もあって、行って、さっさと帰ってくるというようなことあるのだけれども、歯医者さんへ3か月ごとくらいに一応行っているとか、1年に1回、2回行っているというような感じになると、ちょっと行きそびれてしまっている部分があったりとかして、やっぱりお医者さんにかかっていない部分もあると思うのだ。そういうのであれば、医療費がかからないで終わっているという状況だと思うのだけれども、そこら辺去年保険者側から払うお金が少なかったから、今年はなんていうふうな調整とかいうようなことについては全然入っていないか。

保健医療課長 県からも医療費の推計について確認させていただいたところ、令和2年度のコロナの影響による医療費の減額であったりということでは加味しないように令和2年度の実績を除いたもので推計しているということである。

上村 正朗 今のところ、私さっき聞いたの、もう一度あれなのだけれども、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金、その部分が納付金に充たっているのではないかという理解でよろしいだろうか。

国保 室長 そのとおりである。

上村 正朗 組立てがよく分からなくてあれなのだけれども、保険基盤安定繰入金でも保険税軽減分と保険者支援分というのがあって、それぞれ国県の負担割合も違ってくと思うのだけれども、その辺の使い道というのは自由といったらあれだけれども、その辺はどうなのだろうか。その部分、割とフリーに使える、一般会計からの繰入金、一般財源だから、フリーに使えるのかなと思うのだけれども、その辺用途を特に特定されているようなものではないのだろうか。

保健医療課長 保険基盤安定繰入金については、やっぱり国保の基盤安定に資するということで、支援分については低所得者数に応じて保険料の一定割合を公費で支援するものであって、あと保険税の軽減分は低所得者の保険料軽減分を公費で支援するものであるもので、これを入れることによって保険税を上げないというか、保険税の補填になるものだというふうに考えている。

上村 正朗 それで、昨日の委員会でも聞いたのだけれども、第2次総合計画、村上の総合計画の来年最終年度ということで、それぞれの指標が計画の中に示されていると思うのだけれども、国保のほうだと1人当たりの医療費が平成27年度、38万円のところを令和3年度には43万7,000円以下に抑えるという、これというのは調べれば分かると思うのだけれども、目標はどんなものなのだろうか。達成できるのだろうか。しているのだろうか。

保健医療課長 こちらについては、総合計画を立てた当時はかなりの勢いで1人当たり医療費は値上げしていた。そこで、下げるということとか、維持というところはかなり難しいものだという考えで、伸び率を最低に抑えようというもので計画をしたものである。その後国のほうでもやはり高齢化社会、社会保障費の関係の中から医療費を適正化するための対策が随分取られていて、またうちのほうでも保険事業等で対策を取っているんで、令和元年度の1人当たりの費用額については39万4,493円の見込みであるので、目標は達成している。

上村 正朗 では、最後だ。しつこいようだけれども、人間ドックの助成については来年度は1万円ということで、これはもう予算案出ているのでやむを得ないというか、それでしようがないのだと思うけれども、283Pの保健事業費のところの特定財源の県支出金は分かるのだけれども、その他というのは、これ何になるのだろうか。

保健医療課長 国民健康保険税である、基本的には。

上村 正朗 なかなか国保会計難しくて、大分にわか勉強で勉強したのだけれども、なかなか追いつかないところがあって、基本的な質問ばかりで大変申し訳ない。最後にあれなのだが、今後のためにお聞かせ願いたいのだけれども、例えば新発田市とか胎内市の国民健康保険の特別会計の今年度予算、胎内市は昨年度予算だったけれども、ちょっと該当のところを見させていただくと、保健事業費で一般財源かなり入れているのだ。特定財源よりも多く一般財源を入れて、保健事業に係る国保の特別会計全体に占める保健事業費の割合が非常に、村上の倍まではいかないけれども、1.8倍とか1.6倍とか、かなり保健事業に予算を入れているわけだ。中身は精査していないので、予算を使えばいいというものではないということと新発田市とか胎内市に怒られるので、もちろんそういう目的を持ってやっていると思うのだけれども、その辺一般会計から、一般財源から入れなくても、保健事業というのはこれでいいというか、今のレベルで十分かという、という判断をしているから、入れていないのだと思うのだけれども、その辺ちょっとお聞かせ願えるだろうか。

保健医療課長 特別会計において国民健康保険税というのは目的税で、この会計を維持するために

集めている税金である。その中で国民健康保険の方の加入者、被保険者の方の保健事業については、基本的にこの国、県からの交付金や保健事業で担うべきものではないかというふうに考えている。そのために国民健康保険事業を評価する、先ほどの話、介護のほうでもあったけれども、保険者努力支援などの評価の項目を上げて、歳入を確保する努力をしているところである。今のところそれと保険税の中で村上市の保健事業は賄えているものである。あと、先ほどの健康診査の特定健診における人員の増であったりというところの部分については、ほかの健診もあるので、一般会計にその分は別に入れて、追加させていただいたものである。上手に使い分けをしながら財源の中で賄える、賄えるというか、それをきちんとやっているということである。

上村 正朗 では、課長の答弁に反論できる材料もないので、もうちょっと県内の市町村の状況とか、いろんな村上市の一般会計のところの取組とかももうちょっと精査させていただいて、また6月議会以降議論させていただければと思う。よろしく願います。どうもありがとうございました。

国保 室長 先ほどの上村委員さんからの特定財源のその他の部分の内訳ということで、先ほど基本的には保険税というふうなお話をしたところであるが、その400万円の内訳けれども、特定健診を行う際に受診者からいただく一部負担金、それから歳入で申し上げた国保連合会からの補助金、その分が含まれて、その分が入って400万円ということになっているので、訂正させていただく。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第9号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第10号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 それでは、引き続き議第10号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計予算についてよろしく願います。予算の総額は7億7,780万円とし、前年度比プラス1.4%、1,110万円の増額である。令和3年度の制度改正等を見込んだ上で予算編成をしたものである。では、歳入のほうから主なものをご説明させていただく。301、302Pを御覧願う。1款1項後期高齢者医療保険料5億6,003万2,000円の計上であるが、前年当初予算より1,345万1,000円の増額となっている。これは、令和3年度の制度改正による影響が見込まれたものである。2款は省略させていただいて、3款1項1目一般会計繰入金は2億1,385万5,000円を計上いたした。説明1の保険基盤安定繰入金1億9,816万1,000円は、低所得者に対する保険料軽減相当額を県と市で補填する制度であって、県負担割合の4分の3に市の負担割合4分の1を付け足し、繰り入れられるものである。4款も例年どおりのため省略させていただいて、続いて一番下のほうになるが、5款3項1目雑入の説明1、県後期高齢者医療制度特別対策補助金309万2,000円の計上であるが、これは国から広域連合に交付される特別調整交付金の長寿健康増進事業として湯ったり塾事業に係る経費を見込んだもので、補助率は10分の10である。次に、歳出の主なものであるが、次のページをおめくりいただきたいと思う。303、304Pであるが、1款総務費は省略させていただいて、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に7億5,824万3,000円を計上いた

した。市町村で徴収した保険料と繰入金と繰入金と繰入金を納付するもので、歳入総額の97.5%を占めているものである。次に、3款1項1目保健事業費488万円の計上であるが、歳入5款で説明いたした県後期高齢者医療制度特別対策補助金である湯ったり塾業務委託料の309万2,000円の計上のほか、新たに健康診査の受診率向上対策として実施いたす温泉活用事業委託料156万円を、そのほかあとその事業に係る郵送料とか消耗品費を計上いたした。また、国保特会同様に湯つくり・湯ったり事業については事業を終了させていただくこととしている。なお、県広域連合の保健事業実施計画の中で後期高齢者の自立した生活を実現して、健康寿命の延伸を図っていくためにはやはり生活習慣病等の重症化予防の取組と生活機能低下を防止する取組双方を一体的に実施することが重要とされており、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に取り組むこととされている。本年度より先行実施をしている本市においても一体的事業の予算は、これは一般会計のほうに計上であるが、令和3年度はさらに内容を充実させながら、健診結果による重症化予防の個別支援員や通いの場等を利用したフレイル予防等に取り組むこととしている。4款から6款は例年どおりのため、省略させていただく。簡単ではあるが、説明は以上となる。よろしく願いいたす。

(質 疑)

稲葉久美子

保険料とか金額について見るとちょっと分からないのだけれども、保険料を、金額見ても保険料って徴収して、また県あげて、県からもらうというような形になっているから、この額見てちょっと分からないのだけれども、村上市の中の後期高齢者人口というのをそろっと増えてきているのではないかなというような気がするのだけれども、増えている額というのはそのことと関係するのかな。

保健医療課長

後期高齢者の加入被保険者数であるが、平成30年度までは少しずつ増えていた。ただ、令和元、令和2年度については若干例年より、令和3年度もそうだけれども、減る見込みである。これは、団塊の世代の方が令和4年から入り込む前の戦争の世代で、あまり出産がなかった時代の3年間の世代だということでお聞きしているので、令和3年までは若干ちょっと前年度より低く、4年度から上がる予定である。

稲葉久美子

お医者さんにかかる場合に窓口負担が2割になるという方向が出ているのだけれども、いつからの実施になるか。

保健医療課長

今のところ令和4年の10月頃あたりということでお聞きしている。令和4年の10月から令和5年の3月までの期間のうち政令で定める日を施行日としてということになっているので、まだ確定ではないのかなというふうに思っている。

稲葉久美子

ついでに、申し訳ない、令和4年度から国保の乳幼児の人数割だったっけか、均等割がなくなるという方向も・・・

長谷川委員長

今国保と言ったよね。

(何事か呼ぶ者あり)

稲葉久美子

ごめん。

保健医療課長

国保である。子どもに係る均等・・・

長谷川委員長

国保の答弁は要らない。

上村 正朗

当初予算だから、質問しておかないと思う。やはり人間ドックの助成は必要だと私思うのだけれども、盛られていないのは非常に残念だというふうに思う。一般質

間でも姫路議員のほうからるあったかと思うのだけれども、課長の先ほどからのお話で、全体としては納得している。健康づくりというのは人間ドックだけが方法ではなくて、いろいろなものを総合的に組み合わせてやるというのが健康づくり、介護予防もそうだし、それは十分承知しているのだけれども、市の財政的な負担がなくて、しかも市民に対しては利益があって、健康づくりの動機づけもなると思うので、やらない理由というのがなかなか納得できないのだけれども、繰り返し繰り返ししつこくて申し訳ないのだけれども、ちょっとその辺もう一度、二度も三度もお話ししていると思うけれども、お聞かせいただければと思う。

保健医療課長 人間ドックの後期高齢者における費用助成については、広域連合に国からの交付金は令和3年度で廃止になるものである。市長の説明にもあったように、廃止になるものである。ただ、広域連合として健康診査事業の交付対象として健康診査事業と同額の金額を今度は助成するし、要件として健診の必要結果をいただく、なおかつそのデータを市と広域連合にも、そして保健事業に活用させていただくことに同意を得たことが条件として要件づけられたので、今後はそういった要件が今度出てきたので、前向きに検討させていただきたいということで市長答弁にあったものである。

長谷川委員長 上村委員に申し上げるけれども、昨日我々の協議会でこの後質疑等全部終わってからお願いするという形にしたので、この問題についてはまず委員会としても考え方がきちんと執行部のほうに話するという事になったので、そういう形になる。すみません、申し訳ない。

鈴木 好彦 使い方の問題ということではなく、この会計書類の見方ということで教えていただきたいのだけれども、財源内訳見ると、一般財源が全然のっていないのだ。ところが、歳入で繰越金、計上額でしかないのが1,000円のものがある。この前年度から繰り越されて今年度に来たものが、それはこの会計の中のものだというふうに考えれば、一般財源としては見れないものなのか。この辺のちょっと仕組みというか、私の考えは間違っているのかもしれないけれども、その辺のこの会計の作り方の基本を教えていただければ。

保健医療課長 特別会計における繰越額については、市町村によって違うかもしれないけれども、本市では議会のこういった委員会の承認を得た後に前年度の余剰額を順次繰越金として入れているという、予算化しているものである。なので、当初予算では繰越金については名目計上ということで1,000円を計上させていただくものである。最後までちょっと金額の精査ができなくて、当初予算を作成する段階で繰越額というのがつかみにくいという制度的なものである。一般会計のように最初から繰越金という金額を計上しているものではないということをご理解いただきたいと思う。

鈴木 好彦 歳入歳出の金額を表すときに繰越金に1,000円でもあれば、これは歳出の金額を更正するときその1,000円はどこにあるのかということ、そうすると、それは一般財源になるのではないのかという質問なのだけれども。

長谷川委員長 答えられなかったら、後で答弁お願いします。

保健医療課長 すみません、後でお答えさせていただく。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第10号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（長谷川 孝君）暫時休憩を宣する。直ちに協議会の開会を宣する。
（午前11時10分）

委員長（長谷川 孝君）協議会を閉じ、委員会再開を宣する。
（午前11時14分）

日程第11 議第11号 令和3年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 議第11号 令和3年度村上市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ79億8,300万円を計上するものである。対前年度比3億2,900万円、4.3%の増である。318、319Pを御覧ください。歳入の主なものであるが、1款保険料15億4,836万4,000円を計上した。対前年度比7.8%の増であるが、これは第8期介護保険事業計画策定に伴い、保険料の基準額を改正したためのものである。飛んで、4款の国庫支出金では介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金で19億6,367万5,000円を計上いたした。対前年度比1.3%の増である。次に、320、321Pを御覧ください。5款の支払基金交付金では介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金で20億6,302万7,000円計上した。対前年度比4.4%の増である。6款の県支出金では介護給付費負担金、地域支援事業交付金等で11億4,537万6,000円を計上いたした。対前年度比5.2%の増である。飛んで、8款の繰入金では一般会計繰入金で12億5,198万5,000円を計上いたした。対前年度比4.0%の増である。次に、歳出の主なものである。324、325Pを御覧ください。1款の総務費では、職員人件費などで1億6,966万円を計上いたした。対前年同比2.1%の増となっている。なお、今年度は介護認定審査会システム機器等の入替えによる費用や高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画書の印刷に係る経費を見込んだ。次に、326、327Pであるが、下のほうの2款保険給付費だが、令和元年度決算額及び令和2年度の決算見込み認定者数などを基に推計して、75億153万円を計上いたした。対前年度比4.5%の増となっている。介護療養型医療病床1か所が介護医療院に転換されるほか、要介護、要支援者認定者数の増加に伴い、保険給付費を増加すると見込んだ。1項介護サービス等諸費では、69億93万7,000円を計上させていただいた。対前年度比4.5%増であるが、介護医療院の整備により、施設サービス費の増加を見込んだ。次に、330、331Pを御覧ください。2項の介護予防サービス等諸費では、1億1,987万3,000円を計上させていただいた。対前年度比7.6%の増である。要支援者数の増加によるものである。3項から6項までは例年どおりなので、省略させていただく。次に、334、335P、3款の地域支援事業費では3億891万6,000円を計上した。対前年度比1.7%の増となっている。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費1億639万4,000円を計上した。看護師の報酬及び職員手当等、元気応援訪問サービス事業費負担金で3,528万円、元気応援通所サービス事業費負担金6,300万円のほか、県のモデル事業を活用した通所介護予防事業の経費を計上いたした。県のモデル事業については、高齢者の生活機能を向上させるプログラムなどについて先進地から取組のポイントを学び、市内のモデル事業において実施できるようにするものである。2目の介護予防ケアマネジメント事業費以降の内容については例年どおりなので、省略させていただく。次

に、338、339Pである。3項5目生活支援体制整備事業費3,261万1,000円だが、地域に合った支え合いの地域づくりを進める推進役として生活支援コーディネーターの配置費用や生活支援協議体の活動費用などのほか職員人件費を計上している。生活支援コーディネーターや協議会の周知、地域の中にある支え合いの仕組みづくり及び実態把握などを努めている。次に、340、341Pの6目から8目は例年どおりなので、省略させていただく。4款の基金積立金、5款公債費、6款諸支出金、7款の予備費については例年どおりなので省略させていただく。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

上村 正朗 よろしく願いする。最初に言えばよかったのだけれども、代表質問のときにちょっと家庭の不幸があって休んでいたの、すみません、なかなか代表質問のやり取り頭に入っていない部分もあるので、その辺失礼なことを言うかもしれないけれども、お願いしたいと思う。歳入の関係で、事前の協議会なんかでの課長の説明で保険料が上がるのを抑えるために基金からの繰入れをするみたいな話があったのではないかなと思うのだが、今回それは入っていないと思うのだけれども、その辺どうなのだろうか。

介護高齢課長 介護保険料については、3年間の推計であるので、最初のほうは上げると余裕があるのだ。だんだんと給付費が延びていくと保険料で間に合わなくなってくるので、それでちょっと基金を取り崩して、3年目になるともう基金を崩していくと、最初の年は余裕があるということになる。

上村 正朗 今のことよく分かった。3年間のスパンで見ているということだね。321Pの国庫支出金のところの上のほう、先ほど話をした、節でいうと1介護保険保険者努力支援交付金で先ほど県内で大体12、真ん中よりちょっと上ぐらいということなのだけれども、それがもうちょっと上がっていかない理由というか、逆に言うと上げるためにはどういう事業をしなければいけないとかという、その辺の分析はあるか。

介護保険室副参事 来年度、令和3年度については介護保険のケアプラン点検ということで介護保険の介護予防給付だとか、介護保険の給付のサービス利用に伴ってケアプランを作成することになっているのだけれども、そちらのケアプランの点検を令和3年度から本格的に実施するというので、そちらのほうは保険者機能強化推進交付金と、あと保険者努力支援交付金の評価の項目追加ということで、新たに取組を本格的にするということで今準備を進めている。また、介護保険の給付費についてお知らせするというものを一部同じように実施する予定で考えている。

上村 正朗 最後の介護給付費のお知らせというのは医療費ではがきで来るような、そんな感じだよ。

介護保険室副参事 確かに医療費のほうの医療費通知と同じようなイメージで、どちらの事業所のところを何日利用したとか、そういったものをお知らせするものである。

上村 正朗 歳入のところで話する話かどうか分からないのだけれども、ケアプラン点検が必要な給付の抑制にならないようにやっぱり気をつけて、不必要なものは当然抑制しなくてはいけないと思うけれども、いろんなマスコミの報道とかを見ると、給付の抑制をやり過ぎて、本当に必要な人のところにサービスが届かないという例が枚挙にいとまがないくらい出ているので、村上市はそんなことないと思うけれども、ぜひ丁寧にお願したいと思う。

介護保険室副参事 確におっしゃるとおり介護給付費の抑制という目的もあるのだが、実際に逆に介護のサービスが不十分であるとか、もう少しこのように工夫したらどうかということで、逆にそれによって介護給付費が増えてしまうというか、そういうのも確かにケースもあるかもしれないのだが、実際には全て介護給付費の抑制というものではないと、こちらのほうでは考えている。

鈴木 好彦 325P お願いします。一番下のほうに、3款か、説明欄に介護認定審査会委員報酬とあるが、この審査会の委員の構成というのは、人数はどのくらいでやられているのか。

介護高齢課長 現在7合議体で7人ずつなので、七七、四十九人だ。

鈴木 好彦 それと、この認定会というのか、これはどういう間隔で行われている。年に何回というのか、それとも何か月に1回とかという、そんな感じなのか。

介護保険室長 月14回、7合議体が2回ずつやる形なので、月に14回を平均としてやっている。

鈴木 好彦 では、次の質問に行くが、335P をお願いします。これも下のほうにあるが、介護支援専門員の報酬、これ専門員ってやはり何人ぐらいで運営されているものなのだろうか。

地域包括支援センター長 地域包括支援センターに勤務している介護支援専門員だ。3名分だ。

鈴木 好彦 すみません、耳が遠くて、ちょっと。元気よく答えていただけるか。

地域包括支援センター長 地域包括支援センターに従事している介護支援専門員分ということで、3名分となっている。

鈴木 好彦 その下に介護予防ケアマネジメント委託料とあるのだが、この事業の実施のイメージ、全くイメージできないのだけれども、どんな感じでこれは実施されているものなのだろうか。

地域包括支援センター長 要介護認定を受けている方のケアマネジメントとなっている。要支援認定を受けている方のケアマネジメントだ。要支援認定を受けていらっしゃる方のケアマネジメント料になるのだが、基本地域包括支援センターの介護支援専門員がケアプランを立て、ケアマネジメントをしていくのだが、先ほどお伝えしたように3名しかいないので、要支援認定者の全てを賄うことはできないので、市内の居宅介護支援事業所に委託してケアプランを立てていただいている。その分が含まれている。

鈴木 好彦 委託先の事業所というのはどのくらいになるものだろうか。

地域包括支援センター長 居宅介護支援事業所は、市内の事業所と関川を含めて23事業所となっている。

上村 正朗 では、幾つか教えていただきたいと思う。では、今のところ、介護予防ケアマネジメント事業経費、聞かないでおこうかなと思ったけれども、そこに行ったので、ちょっとあれしたいと思う。要支援だとケアプラン料が少ないと思うのだけれども、その3人の介護支援専門員さん、直営で雇っている3人の経費と、介護報酬から入る介護予防のケアプランの収支なんていうのはどんなものなのだろうか。

介護保険室副参事 要支援者に係るケアマネジメントに係る経費としては、介護保険特別会計予算のほかに一般会計の中の3款1項3目老人福祉費の中に介護予防サービス計画経費という事業の予算もあって、そちらのほうからも介護支援専門員の3名のケアマネジャーの報酬だとか、予防委託料とかの予算を計上してある。歳入の介護保険事業所としての収入については、一般会計の中の21款6項6目雑入の2節民生雑入、介護給付費等収入ということで事業費収入のほうも計上してある。

上村 正朗 今の一般会計に計上されているほうは当市の場合は包括直営だから、例えばほかのところみたいに民間委託でやっているところでも国の補助か何かでそういうのが計

上、一般会計に計上されて、委託料のところに入るというふうに考えてよろしいだろうか。

介護保険室副参事 今の一般会計の介護予防支援のほうの事業費と、あと介護保険特別会計の中の介護予防ケアマネジメントについては、国の地域支援事業の地域センター運営費のほうの事業のほうで交付金の対象経費ということになっている。

上村 正朗 では、今のところオーケーだ。では、339Pの一番下、生活支援体制整備事業経費の中の生活支援コーディネーターなのだけれども、昨年の決算のときにもこれどういう形態で委託しているの、委託というか、配置しているのかという話で生活支援コーディネーターとして専門の人がなかなか確保できないので、兼務のような形で何人かに委託というか、そういう形をお願いしているという話を聞いた覚えがあるのだけれども、今どんな感じなのだろうか。今というか、新年度は専門の生活支援コーディネーターさんを配置するのか、なかなか難しいので兼務みたいな形をお願いする計画なのか、その辺お聞かせいただきたいと思う。

地域包括支援センター長 昨年度同様やはり専属の生活支援コーディネーターを配置することはなかなか難しく、様々な業務の方から、社会福祉協議会の職員さんであったり都岐沙羅の方であったりNPO法人おたすけさんぽくの方であったり、地域のことをよく理解していらっしゃるそれぞれの方々に本業を持ちながら兼務していただくということになっている。

上村 正朗 それはあれなのだろうか、そもそも、言い方悪いけれども、担う人材がなかなかそろえられないというか、人材がそもそもいっしょらないのか、それとも労働条件というか、その辺のことなのか。合わさっているような気もするけれども、その辺の専任の方を配置できない原因はどのように分析されているだろうか。

地域包括支援センター長 なかなか地域のことを、結論からいうと、人材をやっぴり見つけられていないということが正直なところだと思う。それだけ地域のことをよく理解し、専属で地域の中に助け合いの仕組みをつくっていきたくて強い気持ちを持っておられる住民さんとなかなか出会えていないということが正直なところだ。もし地域の中でそのようなきらっと光る方がいっしょいたらというふうに思っているが、今私どもと一緒に活動していただける人は残念ながら専任ではなくということで、それが現状だ。以上だ。

上村 正朗 では、最後に副市長のほうにちょっと質問というのだけれども、今生活支援コーディネーターのやっぴりなかなか人材が確保できないということなのだけれども、社会福祉協議会の正職員も全然公募に出しても応募が全くと、市役所の福祉の専門職の方も応募出してもなかなか応募がないと。これは、村上にとって福祉人材の確保ができない、生活支援コーディネーターとはちょっと性格が違うかもしれないけれども、あっちでもこっちでも福祉人材が確保できないという話を聞くので、それは一体何なのかということ例えば医療福祉大とか、そういう大学に対するもうちょっとアプローチを1年生の頃からしておいて、村上にぜひ来て、村上で福祉のお仕事をしてもらいたいというのをもっと早めから村上のアピールをすとか、いろんなことが考えられると思うのだけれども、その辺課ではなくて、いろんな課が同じようにやっぴり人材確保で苦労されていると思うので、市全体としてぜひその辺まず課題の分析からだと思うのだけれども、力を入れるような体制をつくっていただきたいと思うけれども、いかがだろうか。

副市長 ご指摘のように介護福祉人材に限らず、保育士もそうなのだが、そうした人を必要

とする現場で働いてくださる人材がやはり不足しているというふうな認識は持っている。このたびコロナ対策の支援金を活用はするけれども、県外からそういった業務に携わっていただける方を中心に呼び寄せるといふふうな事業も一部取り入れようとしているし、ご承知のように新潟リハビリテーション大学との協定も結んでいるし、いろいろ学生さんからも現場でお手伝いをいただいたりしている状況もあるが、残念ながら市内に就職くださるということに確実な実績を得ていないというのも実態としてある。ご提案にあるように、これ関係する課のみならず、市全体として人材確保のためにいろいろ情報を共有しながら、分析を深めて取り組んでいきたいというふうに思う。よろしく願いいたす。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第11号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。
（午前11時40分）